

平成26年（2014年）3月 那覇市・南風原町環境
施設組合議会 臨時会

（午前10時01分開会）

.....

○議長（平良仁一）

定刻になりましたので、ただ今から平成26年
（2014年）3月那覇市・南風原町環境施設組合議
会 臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は前回配布したとおりであります。

.....

○議長（平良仁一）

この際、諸般の報告をいたします。

全員参加でございます。

次に、古堅議員ほか7人から、議案第3号 那
覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手
数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例制定についてに対する修正案が提出されてお
りましたので、写しはお手元に配付しておきまし
たので、写しはお手元に配付しておきました。
本件については、後刻議題といたします。

以上を持って諸般の報告といたします。

.....

○議長（平良仁一）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行いま
す。

本日の会議録署名議員は、会議規則第70条の規
定により、議長において花城清文議員と、知念富
信議員を指名いたします。

.....

○議長（平良仁一）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、あらか
じめお手元に配布した会期日程のとおり本日、3
月28日の1日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日3月28日の1日間に決定
いたしました。

.....

○議長（平良仁一）

日程第3、議案第3号 那覇市・南風原町環境
施設組合一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正
する条例の一部を改正する条例制定についてを議
題といたします。

提案者の説明を求めます。

石川清秀事務局長。

○事務局長（石川清秀）

提案理由を申し上げます。

議案第3号 那覇市・南風原町環境施設組合一
般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例制定について、提案理由をご
説明申し上げます。

この案は、平成25年11月臨時会において可決さ
れた那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処
理手数料条例の一部を改正する条例制定について、
家庭から排出される一般廃棄物の処理手数料の施
行期日を延期するものであります。

本件につきましては、構成市町である那覇市よ
り、家庭から排出される一般廃棄物の処理手数料
については、説明が不足しており、周知期間を確
保するため、施行期日を延期するよう依頼があり
ます。

本組合としましては、趣旨を鑑み検討した結果、
今回条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます

○議長（平良仁一）

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

よって、質疑なしと認め、これを終結いたします。

○議長

本案に対しては、古堅茂治議員ほか7人から修正案が提出されておりますので、提出者の説明を求めます。

古堅茂治議員。

○5番（古堅茂治）

ハイサイグスヨー チュウウガナビラ 日本共産党の古堅茂治です。

議長を除く本組合議会8名の議員は、「議案第3号 那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」に対する修正案を共同提案しました。内容は、附則の一部を次のように修正するものです。

別表（第2条関係）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表那覇市民又は南風原町民が排出し、搬入する一般廃棄物の後に、（資源化物を除く。）を挿入し、一般廃棄物（資源化物を除く）の項の改正規定は、平成26年5月を6月に修正し、6月1日から施行する。と提案するものです。

8名の共同提案者を代表して提案理由を説明いたします。

那覇市・南風原町環境施設組合では、構成している那覇市と南風原町の依頼を受けて、事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物の処理手数料改定案を、昨年11月の本組合臨時議会に提案し、全議員の賛成、全会一致で可決、4月1日施行を決め

ています。ところが、今年の1月中旬に母体の那覇市の担当部局が、処理手数料改定の内容を関係者へ周知徹底するために送付した文書によって、環境審議会、那覇市議会の各会派、本組合議会、議員、許可業者、市民に一切説明がなかった許可業者が収集搬入している家庭系一般廃棄物への適用が明らかとなりました。

当局は、今回の家庭系一般廃棄物の処理手数料改定案について、環境審議会での審議、母体議会での会派説明、組合議会での審議でも、家庭系一般廃棄物総量の2.7%しかない、自らクリーンセンターにごみを持ち込む自己搬入への適用のみの説明に終始していました。

家庭系一般廃棄物総量の15%を占めている許可業者が収集搬入している家庭系一般廃棄物への適用の説明は一切ありませんでした。そのことは、当局も認め、審議にあたって当局が作成した説明資料でも、議会での答弁でも明白です。さらに、審議会の答申も家庭系一般廃棄物（自己搬入）と限定・区別したものとなっています。

今回の家庭系一般廃棄物処理手数料の改定は、ごみ袋料金等で対応している委託、直営で搬入されている約82%の家庭系ごみには適用されません。約18%を搬入している許可業者と自己搬入への適用です。南風原町には許可業者はありません。許可業者が搬入しているのは那覇市のみです。

そこで、審議会、議会、議員、市民に一切説明することなく、許可業者が収集搬入している家庭系一般廃棄物処理手数料に適用することは、組合議会、母体の議会、環境審議会と議員の審議権を踏みにじる許し難い行政行為であり、また、公明公正な行政運営からも看過できない由々しき大問題です。

改定が適用される約18%のうち15%への適用の説明を行わず、2.7%の自己搬入だけの説明に

終始した、今回の許し難い、絶対にあってはならない事例は、手数料改定を依頼し、指導監督責任をもつ母体、特に那覇市の担当部局の責任は極めて大きいものがあります。

そこで、本組合議会としては、前代未聞の今回の事例に際し、母体の担当部局、組合当局に猛省を強く求めるものです。同時に、なぜ一切説明しないで事がすすんでいったかの厳しい自己検証と再発防止策、那覇市、南風原町、そして組合での用語の定義の明確化などを強く求めるものです。

本来であれば、このような議案は撤回してやり直すのが当然であります。処理手数料改定の必要性については全議員が一致していますので、議長を除く全議員の共同提案として、審議の中で一切説明のなかった許可業者が収集搬入している家庭系一般廃棄物への適用については、その周知徹底を図る必要性から、2カ月適用を延期し、6月1日実施を修正提案するものです。

以上、修正提案の説明と併せて、当局へ襟を正させる、綱紀粛正を求める異例の提案理由の説明と致します。

○議長（平良仁一）

これより修正案に対する質疑に入ります。質疑につきましては、会議規則第46条の規定により、1人3回までといたします。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平良仁一）

これにて質疑を終結いたします。

○議長

これより討論に入ります。

討論は、ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長

討論なしと認め、これを終結いたします。

○議長

これより採決を行います。

まず、古堅議員ほか7人から提出された議案第3号 那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてに対する修正案について、挙手によって採決を行います。

○議長

本修正案に賛成の方は、挙手願います。

○議長

挙手多数であります。

よって、同修正案は、可決されました。

○議長

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案については、原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

○議長

休憩します。

（午前10時12分 休憩）

（午前10時13分 再開）

○議長

再開します。

ただいま修正議決した部分を除く原案については、原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

○議長

挙手多数であります。

よって、修正部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

○議長

休憩します。

（午前10時13分 休憩）

（午前10時14分 再開）

○議長

再開します。

署名議員

○議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

署名議員

本臨時会において議決されました議案については、会議規則第37条の規定により、その条項・字句・数字その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

○議長

休憩します。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時16分 再開)

○議長

再開します。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成26年(2014年)3月那覇市・南風原町環境施設組合議会臨時会を閉会いたします。

(お疲れさまでした。)

(午前10時16分 閉会)

上記のとおり議事録を調整し、署名する。

平成26年3月28日

議長